

新型コロナウイルス感染症の5類移行について

1 5類移行

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが5類感染症となり、医療機関の受診や陽性者の自宅療養等の対応が変更となった。

保健所では、引き続きコールセンターを設置し、区民からの問合せや相談等に対応していく。

2 職員体制

5月31日現在の職員数は、37人である。

【内訳】

保健所長・保健予防課長：医師2人

感染症対策係：事務6人、保健師8人、医師1人

会計年度任用職員：看護師3人、助産師1人、事務3人

業務委託（人材派遣）：事務7人、コールセンター6人

3 人材派遣体制の推移及び今後の予定

	4月1日 ～5月7日	5月8日 ～5月31日	6月1日 ～6月30日	7月1日 ～10月31日
事務	7人	7人	7人	0人
コールセンター	13人	6人	4人	4人

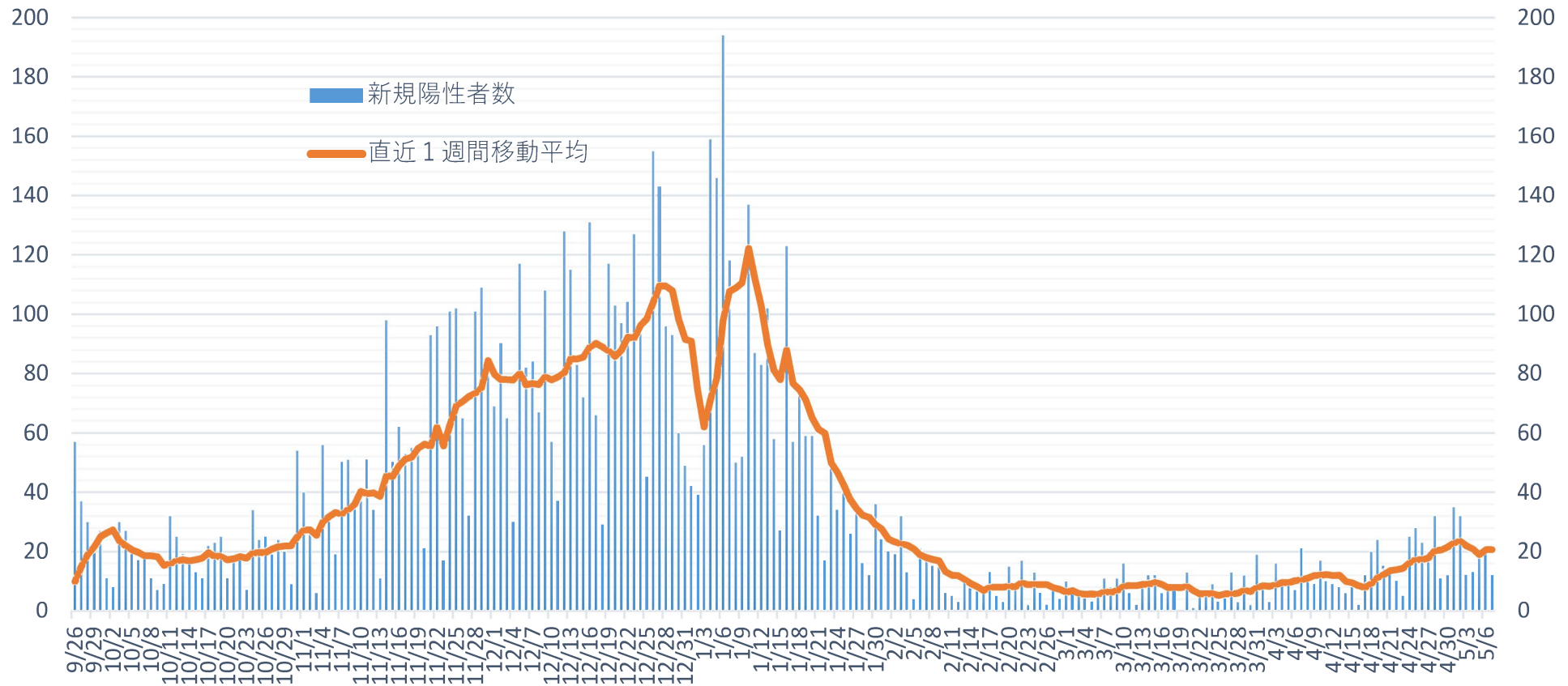
4 区民等からの相談状況

4月30日現在の累計相談件数は、112,057件である。

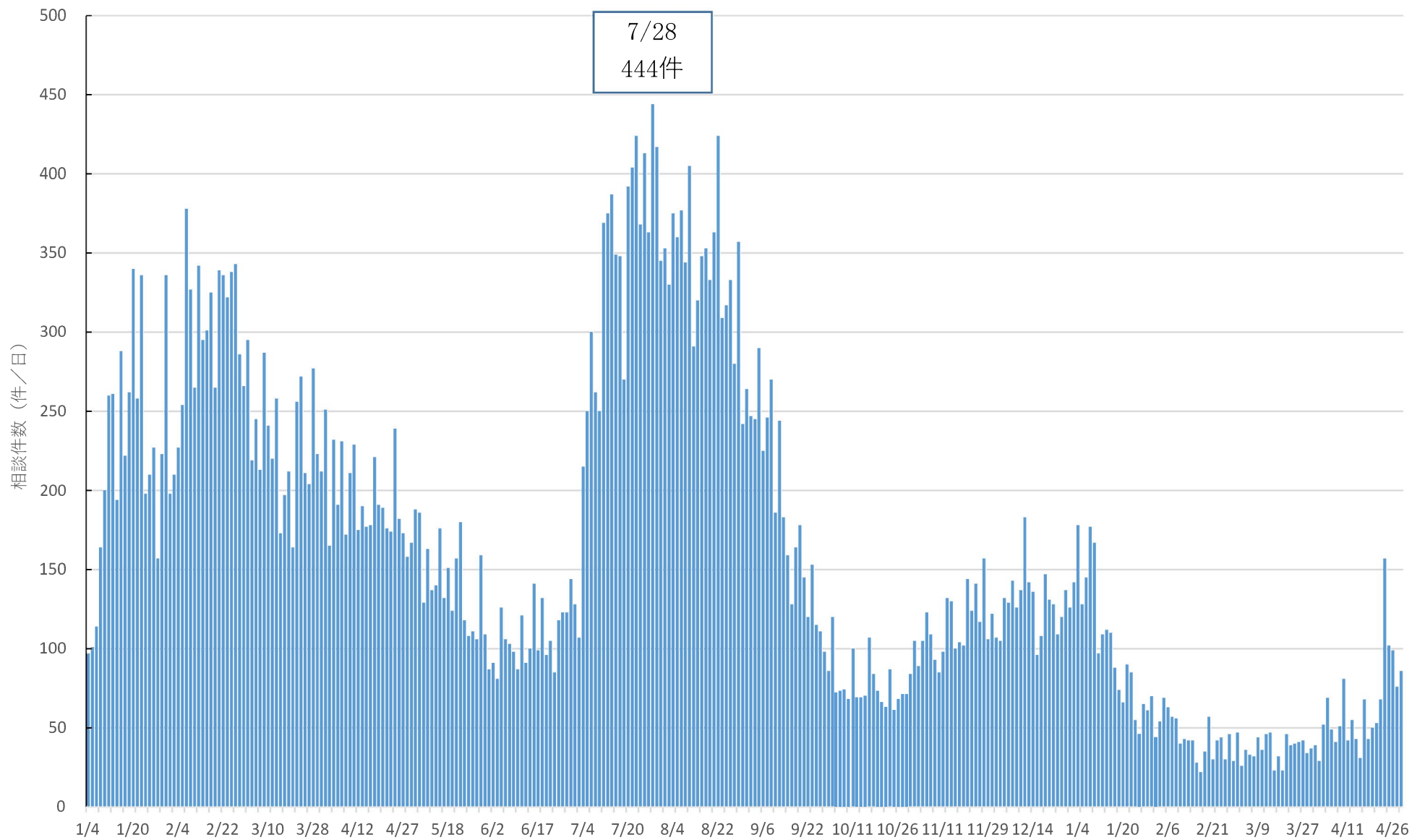
【主な相談内容（4月相談実績）】

- ・自宅療養証明書に係る照会及び相談 53件
- ・検査方法及び医療機関の照会 30件
- ・健康不安についての相談 14件

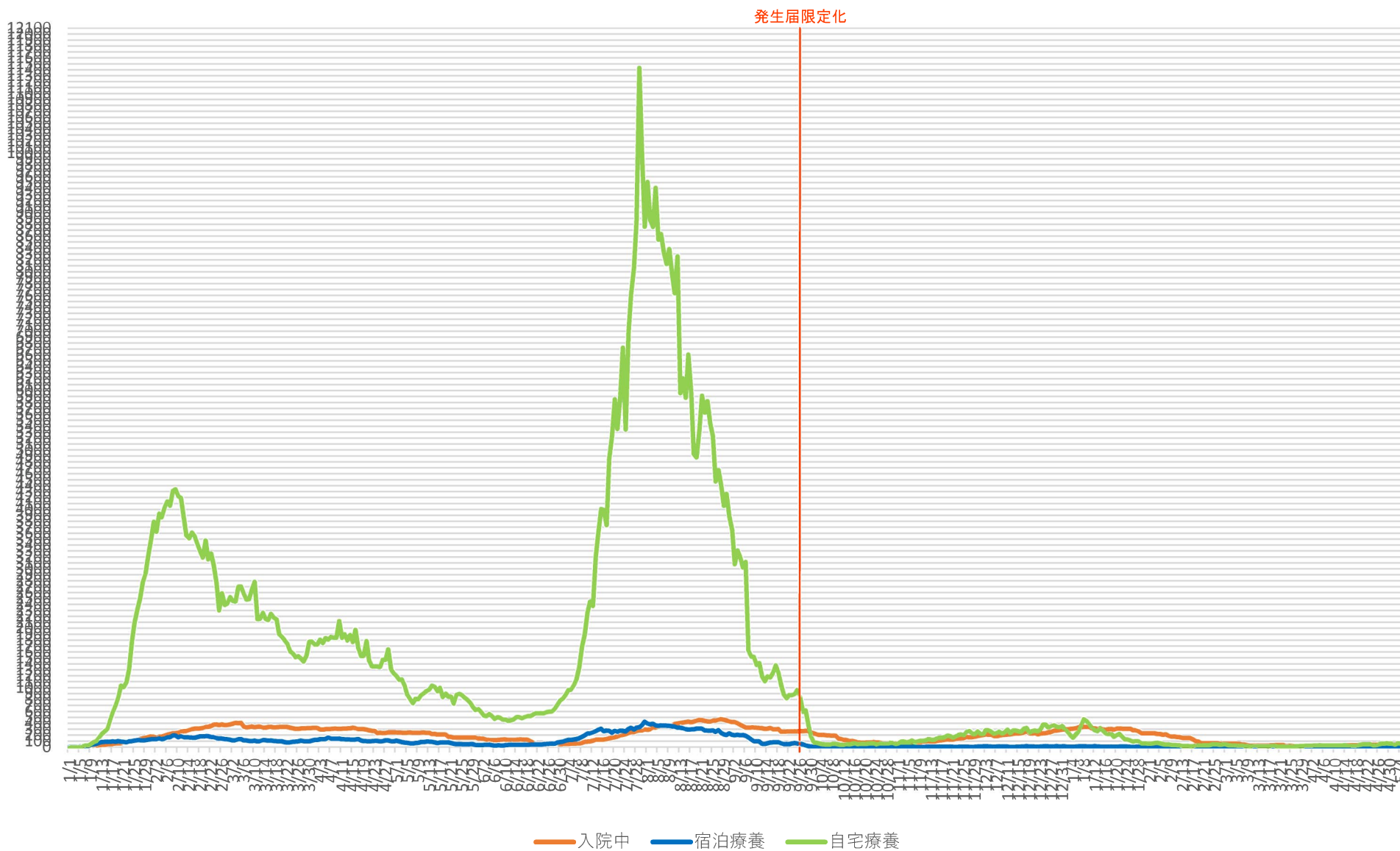
直近 1 週間移動平均 (9/26~5/7)



新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ（相談センター対応）
（令和5年4月30日現在）



療養状況別推移 (令和5年5月7日現在)



療養状況別推移（令和5年5月7日現在）

発生届限定化

